

令和3年度実施施策に係る政策評価書

(個人情報保護委員会3-①)

施策名	特定個人情報の適正な取扱いの推進					
施策の概要	<p>○行政機関等や民間企業がマイナンバーの取扱いを適切に行うよう監視・監督を行う。</p> <p>○特定個人情報保護評価(以下「保護評価」という。)について、評価実施機関による保護評価の適切な実施を図るため、保護評価に係る規則や指針の策定を行うほか、評価実施機関が作成した評価書の承認等を行うとともに、ウェブサイトで国民による評価書の閲覧を可能にする。</p> <p>○マイナンバー法第9条第2項の地方公共団体が条例で定める事務(以下「独自利用事務」という。)の情報連携に係る届出を受け付け、総務大臣(※)に通知するとともに、地方公共団体における独自利用事務の情報連携の活用を促進する。</p> <p>※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年委員会規則第5号)の改正により、令和3年9月1日から内閣総理大臣へ通知することとされている。</p>					
達成すべき目標	<p>○継続的に、行政機関等や民間企業におけるマイナンバーの適正な取扱いがなされるための監視・監督活動を行い、マイナンバー制度の安心・安全及び国民の信頼を確保する。</p> <p>○評価実施機関における保護評価制度の適切な運用の確保により、特定個人情報の適正な取扱いを促すとともに、国民からの信頼の確保を図る。</p> <p>○独自利用事務の情報連携の活用により、地方公共団体の行政手続における添付書類を削減し、国民の利便性を向上させる。</p>					
施策の予算額・執行額等	区分	令和元年度	2年度	3年度	4年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,252.2	1,714.9	1,666.8	131.4
		補正予算(b)	-	79.5	-7.1	-
		繰越し等(c)	1.2	-102.0	86.4	
		合計(a+b+c)	1,253.3	1,692.4	1,746.1	
執行額(百万円)	1,242.9	1,470.6	1,721.1			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)					

測定指標	1 特定個人情報の取扱いに関する制度についての説明会、特定個人情報安全管理措置セミナー及びインシデント対応訓練について参考になったとする割合	基準値	実績値				目標値	達成※
		-	30年度	令和元年度	2年度	3年度	令和3年度	□
		-	-	-	-	96%	100%	
		年度ごとの目標値	-	-	-	100%		
	2 立入検査の実施件数	基準値	実績値				目標	達成※
		令和元年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	令和3年度	イ
		-	85件	48件	23件	62件	60件	
	年度ごとの目標値		60件	50件	-	60件		
	3 年度末時点における評価対象事務数	基準値	実績値				目標	達成※
		-	30年度	令和元年度	2年度	3年度	令和2年度	イ
		-	32,403件	32,655件	33,748件	35,544件	-	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-		
	4 定期的な報告の分析等	施策の進捗状況(実績)			目標		達成※	
		<p>地方公共団体等における安全管理措置の実施状況、データ入力業務における委託・再委託の実施状況及びHDD等の更新に係るデータの削除または廃棄の実施状況等について報告を求め、分析を行った。</p> <p>分析を行った結果、報告された項目についてはおおむね必要な措置が講じられていることが確認できたものの、安全管理措置についての知識不足等により一部の取組が十分にできていない団体が存在することがわかった。上記の分析結果を踏まえ、ガイドラインで実施を求められている研修の資料を作成し、委員会HPで公表を行うとともに、研修を実施できていない団体に対しては、個別に周知等を行った。また、取組が十分にできていない団体には、電話等で直接接し、必要となる資料等の提供を行うとともに、安全管理措置の実施レベルの底上げを図るためのアドバイスをし、翌年度の定期的な報告で、安全管理措置の実施状況の改善を報告できるような体制整備を行うことを強く求めた。</p>			<p>令和3年度</p> <p>地方公共団体等における特定個人情報の安全管理措置の実施状況や委託及び再委託の実施状況等について報告を求め、安全管理措置を実施する上での課題等を把握・分析することにより、当該課題等に対して、必要があれば制度的対応(ガイドラインやQ&Aの改正)を行うとともに、当該課題等に対する説明資料の作成及び各種説明会での周知を行い、地方公共団体等における特定個人情報の管理体制の底上げを図る。</p>		イ	

	施策の進捗状況(実績)	目標	達成※
		令和3年度	
5 ガイドライン等の周知及び広報資料への反映等	マイナンバー法改正を踏まえ、従業者等の同意に基づく特定個人情報の提供及び漏えい等の報告についてガイドライン及びQ&Aの改正を行った。また、一般向けとして特定個人情報を取り扱う際の注意ポイント、行政機関等及び地方公共団体向けとして立入検査における指摘事例と着眼点をまとめた資料の最新版をHP上で公表し、啓発を行った。	適時適切な周知と資料への反映等	イ
	施策の進捗状況(実績)	目標	達成※
		令和3年度	
6 独自利用事務の情報連携に係る届出の処理	令和3年度においては、193の地方公共団体からの独自利用事務の情報連携に係る届出501件を確認し、延べ600件の記載誤り等の不備を適切な記載に補正した結果、委員会規則で定める要件を満たしていることを確認し、独自利用事務の情報連携における特定個人情報の適切な取扱いを確保することができた。 令和3年度末時点では、1,245の地方公共団体から9,070件の届出書が提出されている。	独自利用事務の情報連携に係る届出について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年委員会規則第五号。以下「委員会規則」という。)(※)で定める要件を満たしているかどうかを確認することにより、独自利用事務の情報連携における特定個人情報の適切な取扱いを確保する。 (※)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、令和3年9月1日より規則名称は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」となっている。	イ

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり
	(判断根拠)	<p><特定個人情報の取扱いに関する監視・監督> 立入検査等の実施件数、定期的な報告の分析等、ガイドライン等の周知及び広報資料への反映等については、引き続き、目標を達成していることに加え、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響下において、実施ができなかった説明会等も再開し、特定個人情報の適切な取扱いの推進を図ることで、マイナンバー制度の安心・安全と信頼の確保に資することができたため。</p> <p><特定個人情報保護評価制度の適切な運用> 保護評価制度の適切な運用の確保のための取組を行い、評価実施機関における特定個人情報の適正な取扱いを促し、国民による評価書の閲覧が可能な環境の提供を行うことができたため。</p> <p><独自利用事務の情報連携> 委員会規則で定める要件を満たしていることを確認することで、独自利用事務の情報連携における特定個人情報の適切な取扱いを確保することができたため。</p>

施策の分析

<特定個人情報の取扱いに関する監視・監督>
 測定指標1:説明会はオンラインで2回、対面で1回実施し、インシデント対応訓練は32団体に対してオンラインにて実施した。それらの実施後に団体名までの記名式で行ったアンケートにおいて参考になったとする割合については、説明会等の参加者の理解度は様々であるところ、多くの参加者が理解できるよう基礎的な部分も含めて説明等を行ったことから、一部の参加者から概要等の説明は不要との回答もあり、96% (※)となった。
 (※)アンケートは「大変参考になった」「ある程度参考になった」「あまり参考にならなかった」「全く参考にならなかった」の4段階で実施し、回答率は、インシデント訓練が約73% (実際に参加した者の人数が不明なため、参加予定者数を分母としている)、説明会が77%だった。また、参考になったとする割合を算出するにあたっては、「大変参考になった」「ある程度参考になった」との回答を集計した(「大変参考になった」「ある程度参考になった」との回答数:167、総回答数:174)。

測定指標2:立入検査等については、検査対象機関との連絡調整を密に行い、また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、オフサイト・モニタリングの手法も活用するなど、効率のかつ円滑に実施し、令和3年度においては目標値を上回る62件実施した。

測定指標4:定期的な報告については、報告内容から各団体で安全管理措置が実施できない理由や当委員会に提供を求める資料についての要望等を分析し、人的安全管理措置である研修が十分にできていない団体に対応するために、室内で研修資料作成PTを立ち上げ、事務取扱担当者研修・保護責任者研修・サイバーセキュリティ研修の内容を網羅した研修資料を作成した。当該研修資料は、委員会HPに公表するとともに研修を実施できていない685団体に対して電話やメールで個別に周知を行い研修実施を促した。また、研修以外の安全管理措置についての取組が不十分であった387団体に対しては、安全管理措置の実施状況が改善されるよう、安全管理措置の実施に役立つ資料の提供や実施方法についての具体的かつ詳細なアドバイスを電話等により直接行い、各団体の制度所管部署の担当における理解を深めることができた。

測定指標5:ガイドライン等の周知及び広報資料への反映等については、令和3年9月施行の従業者等の同意に基づく特定個人情報の提供等(第19条第4項)や令和4年4月施行の漏えい等が発生した場合の当委員会への報告及び本人通知の義務化(第29条の4)などのマイナンバー法の改正に遅滞なく対応し、具体的な取扱いの説明等を行うため、ガイドライン及びQ&A等の改正を行った。また、従前よりHPに掲載していた事例集を1つにまとめ、国民がマイナンバーを取り扱う際に注意すべきポイントについて図を交えて分かりやすく説明した資料や、行政機関等及び地方公共団体向けの立入検査において、再委託先に対する間接的な監督義務を十分に果たしていなかった事例など、最近の指摘事例と着眼点を追加した事例集の最新版をHP上で公表し、特定個人情報の適正な取扱いについて啓発を行った。

<特定個人情報保護評価制度の適切な運用>
 測定指標3:評価対象事務数の実績値が増加する中で(令和4年3月31日時点:評価対象事務数は35,544件)、令和3年度においては、以下のような取組により、保護評価制度の適切な運用を確保し国民・住民の信頼確保という保護評価制度の目的の達成に寄与した。
 ・16件(前年度比+5件)の全項目評価書について、評価実施機関の業務開始(特定個人情報ファイルに係るプログラミング開始前)に間に合うよう、適合性(指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか)及び妥当性(指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか)の観点から内容の審査を行った上で承認を着実にを行った。
 ・新型コロナウイルス感染症予防接種事務等、全国的に対応が必要となる事務について、関係省庁と連携し、評価実施機関に対し、事務連絡等で評価書の記載例やQ&Aといった情報の提供や、レビュー検査等の機会を捉えて状況確認及び未実施の場合速やかな実施を指導する等、保護評価実施の働きかけを行った。

<独自利用事務の情報連携>
 測定指標6:令和3年度においては、令和4年2月以降の情報連携について64の地方公共団体から139件の届出が、令和4年6月以降の情報連携について84の地方公共団体から254件の届出が、さらに令和4年10月以降の情報連携について45の地方公共団体から108件の届出があった。延べ600件の記載誤り等の不備を届出団体に確認の上適切な記載に補正し、それぞれについて委員会規則で定める独自利用事務の情報連携に必要な要件を満たしていることを確認することで、独自利用事務の情報連携における特定個人情報の適切な扱いを確保した。

次期目標等への反映の方向性

<特定個人情報の取扱いに関する監視・監督>
【施策】
 引き続き行政機関、地方公共団体及び民間事業者等に対し、適時適切な周知と資料への反映等を行うとともに、立入検査や定期的な報告の実施等を通じ、特定個人情報のより一層の適正な取扱いの確保を図る。
【測定指標】
 説明会等について参考になったとする割合や、立入検査の実施件数等を引き続き測定指標として用いることで、特定個人情報のより一層の適正な取扱いの確保の進捗状況を把握・分析する。
 <特定個人情報保護評価制度の適切な運用>
【施策】
 引き続き、評価実施機関における保護評価制度の適切な運用の確保により、特定個人情報の適正な取扱いを促すとともに、国民からの信頼の確保を図る。
【測定指標】
 保護評価制度の開始以降、一定程度対象事務数が増加し、制度の浸透が図られつつある中で、保護評価の機能のさらなる強化及び国民・住民からの信頼確保につなげることが重要である。そのため、測定指標として、①しきい値判断の結果変更(特定個人情報に関する重大事故の発生)により保護評価の再実施を行った機関数の割合及び②全項目評価書の質の維持・向上を追加する。なお、これまでの測定指標(年度末時点における評価対象事務数)についても、引き続き、参考指標として記載する。
 <独自利用事務の情報連携>
【施策】
 引き続き、特定個人情報の適切な取扱いを確保するために、独自利用事務の情報連携の届出について、委員会規則で定める要件を満たしているか確認を行う。
 また、届出書をシステム上で受付・管理する等の機能を持った独自利用事務システムを運用することで、行政事務の効率性・正確性の更なる向上を図るとともに、地方公共団体に対する制度や効果の周知等を通じて一層の独自利用事務の活用促進を図る。
【測定指標】
 独自利用事務の情報連携に係る届出の処理を引き続き測定指標として用いることで、独自利用事務の情報連携における特定個人情報の適切な取扱いを確保する。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>令和4年7月29日に開催された「令和4年度個人情報保護委員会政策評価・行政事業レビュー外部有識者会合」において本施策について議論され、引き続き、立入検査によって把握された事例等を共有することで、個人番号利用事務等実施者全体における特定個人情報の安全管理措置の底上げを図っていくこととされた。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年12月15日) ・特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年4月18日) ・特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日) ・特定個人情報保護評価指針の解説(平成26年4月20日) ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編) (別冊「金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を含む。) ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編) ・『特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)』及び『(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン』に関するQ&A ・令和3年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績について ・令和3年度検査計画 ・令和3年度個人情報保護委員会年次報告 ・特定個人情報の適正な取扱いのための各種研修資料 ・特定個人情報を取り扱う際の注意ポイント ・行政機関等及び地方公共団体等による特定個人情報の適正な取扱いのためのポイント～立入検査における指摘事例と着眼点～
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>総務課、参事官室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>政策立案参事官 片岡秀実</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和4年8月</p>
--------------	-----------------	----------------------------	-------------------------	-----------------	---------------

※「達成」の標記については次の通り。

イ: 達成指標の目標を達成した場合

ロ: 目標を達成していないが目標(値)に近い実績を示した場合

ハ: 目標を達成しておらず目標(値)に近い実績も示していない場合

令和3年度実施施策に係る政策評価書

(個人情報保護委員会3-②)

施策名	個人情報に関する広報・啓発の推進					
施策の概要	個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため個人情報の適正な取扱いの確保を図る(個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む)。そのために、次に掲げる施策を実施するもの。 個人情報の保護に関する事業者及び消費者の理解の向上を図るための、個人情報の保護及びマイナンバー制度に関する広報及び啓発。					
達成すべき目標	令和2年改正法及び令和3年改正法の施行に向けた適切な周知と事業者等の法制度の理解促進及び消費者の個人情報保護に対する意識の向上					
施策の予算額・執行額等	区分	令和元年度	2年度	3年度	4年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	58.0	68.0	72.5	129.8
		補正予算(b)	-	46.2	-	-
		繰越し等(c)	-	-46.2	46.2	
		合計(a+b+c)	58.0	68.0	118.7	
執行額(百万円)	42.0	46.0	102.6			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	1 ウェブサイトのページビュー	基準値	実績値(令和2年度に集計方法を変更している。)				目標値	達成※
		令和2年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	3年度	イ
		340,630件	881,361件	802,182件	340,630件	621,151件	前年比10%増(374,693件)	
		年度ごとの目標値	/	-	-	-	前年比10%増(374,693件)	/
	2 ウェブサイトの訪問者数	基準値	実績値				目標値	達成※
		-	30年度	令和元年度	2年度	3年度	3年度	イ
		-	-	-	39,981人	102,133人	前年比5%増(月平均41,980人)	
		年度ごとの目標値	/	-	-	-	前年比5%増(月平均41,980人)	/
	3 説明会の理解度等	基準値	実績値				目標	達成※
		-	30年度	令和元年度	2年度	3年度	3年度	ロ
		-	-	94%	-	80%	過去実績の最大値(94%)を上回る	
		年度ごとの目標値	/	-	85%	前年度同程度	94%	/

		施策の進捗状況(実績)	目標	達成※
			令和3年度	
	4 幅広い層に対するウェブサイト等における情報発信及び掲載資料への反映等	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により対面での説明会等が困難となる中でも、感染拡大防止に留意しつつ、オンラインでの説明会等を含め、個人情報保護法の適用を受ける幅広い事業者への現行の法制度の周知のほか、認定団体や事業者団体、消費者団体等の様々な関係者に対して、積極的に令和2年改正法についての説明を行うとともに(計131回、約16,400人参加)、ウェブサイトにおいても積極的に情報発信を行った。なお、委員会の各種施策等に関して広く国民に対して積極的な広報を行うため、令和3年6月から公式SNS(Twitter)の運用を開始し、委員会ウェブサイトに掲載された新着情報、活動情報等を発信した。</p> <p>その他にも出前授業(計7回)の実施、ハンドブックを昨今の情勢を踏まえた内容へ刷新、政府広報ラジオでの広報を実施した。さらに、Privacy Awareness Weekを令和3年10月18日から10月24日までに設定し、委員会ウェブサイトにて「個人情報を考える週間」の特設ページを設けたほか、全国の地方公共団体において、啓発ポスターの掲示、駅構内におけるデジタルサイネージ広告の放映、コンビニのレジ液晶POPでの広告や店内BGMの放送、インターネット広告による情報発信等を行った。</p> <p>また、令和2年改正法のポイントを説明する短編動画を事業者編と個人編の2種類作成し、政府インターネットテレビ上に公開した。</p>	適時適切な周知と資料への反映等	イ

(各行政機関共通区分)		③相当程度進展あり
目標達成度合いの測定結果	(判断根拠)	<p>指標1及び指標2については、どちらも目標値を大幅に超えることができた。指標3については、目標値を達成することはできなかった一方で、指標4については、「施策の進捗状況(実績)」に記載のとおり、幅広い層に向けた、ウェブサイトの充実やパンフレット及び動画の作成、小学校への出前授業、説明会への講師派遣等により、目標達成の前提である周知活動が相当程度進捗した。</p>

評価結果	<p>施策の分析</p>	<p>「測定指標1」及び「測定指標2」のウェブサイトのページビュー※1及び訪問者数※2は、令和2年度と比較して大幅に増加した。</p> <p>令和2年改正法に関する資料が、各部門バラバラに掲載されており、目的とするページに辿り着きづらいという問題意識から、閲覧者が直ぐに辿り着けるように令和2年改正法に関する様々なコンテンツを集約した改正法特集ページを作成し、当該ページへのリンクをトップページの一番目立つ箇所に作成した。</p> <p>当該ページは令和2年改正法の概要のほか、法令、ガイドラインページ、漏えい報告の義務化に関する資料、マンガ等分かりやすく伝えるコンテンツ及び広報資料が集約されており、訪問者がまずこのページに来訪することで迷わず必要な情報へアクセスできるよう工夫した。また、報道発表や他省庁への情報発信を依頼することにより、ウェブサイトへの訪問者数を増やす工夫をした。</p> <p>特に、令和4年3月に掲載した、法務部門等を持たず施行に向けた対応が遅れていると思われる中小企業向けの「改正個人情報保護法チェックポイント」(約27,000ページビュー)及び改正法の要点や研修用のコンテンツをまとめた「改正個人情報保護法特集」(約17,000ページビュー)等を中心に、従来アクセス上位を占めていた法令やガイドライン等のページと同程度のページビュー数を集めた。</p> <p>※1 月ごとのページ閲覧数の年間合計/12ヶ月 ※2 月ごとのウェブサイトの実訪問者数の年間合計/12ヶ月</p> <p>また、令和3年度は、令和2年改正法関係の掲載によりウェブサイトへのアクセスが増加したと考えられることから、令和4年度においても令和3年改正法関係の分かりやすい資料や動画等を掲載することにより継続して閲覧してもらえるような対応ができるよう努める。</p> <p>「測定指標3」の説明会の理解度は80%となった。説明会は、オンライン(113回)、ハイブリッド(16回)及び対面(2回)方式で実施した。アンケートは無記名で、回答率は69%である(アンケートを実施したのは、131回のうち11回であり、参加した16,389人のうち、376人に配布し258人が回答)。理解度は、説明会の満足度について、全体に対する4段階で「満足」及び「やや満足」と回答した割合である(説明会の理解度に係るアンケートについては、回答者に対して設問趣旨が伝わるよう、来年度のアンケートから改善したい。)。目標の94%は達成できなかったが、参加者からは個人情報保護法自体が難しい内容であるため、条文内容のみではなく、具体的な事例を用いて説明してほしい等といった意見が多くあった。</p> <p>なお、ハイブリッド形式で開催した事例では、理解度について、対面参加の方で87%、オンライン参加の方で58%、といった結果となっており、現地開催の方が理解度が上がることが示された。</p> <p>「測定指標4」については、次の①～④の情報発信及び掲載資料を反映した。①説明会の開催、②令和2年改正法等の内容を周知するため、改正法に関する特集ページ等にアニメーション形式及び動画形式のコンテンツを掲載したほか、事業者向けのハンドブック、リーフレット等を作成、③令和3年6月から公式SNS(Twitter)の運用を開始し、委員会ウェブサイトに掲載された新着情報、活動情報等を開始時から合計139件のツイートを行った結果、Twitter上で約103万件の表示、約4万件の反応があり、そのうち1万人の方がウェブサイト上で情報を入手するために訪問した。④子ども向け個人情報保護法ハンドブックについて、個人情報や個人情報の取扱いについて文章を中心とした説明から、SNSやオンラインゲームでの具体例を挙げつつ、イラストを加えた分かりやすい説明を加えたものへ刷新した。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>「測定指標1」令和3年度は改正法の施行を控えて、大幅な実績増となった。この水準を引き続き維持できるよう前年比10%増の目標値とする。</p> <p>「測定指標2」令和3年度は改正法の施行を控えて、大幅な実績増となった。この水準を引き続き維持できるよう前年比5%増の目標値とする。</p> <p>「測定指標3」令和4年度の目標値については、引き続き高い水準での理解度等の達成を目指し、過去実績の最大値(94%)とする。なお、説明会の理解度に係るアンケートについては、回答者に対して設問趣旨が伝わるよう、来年度のアンケートから改善したい。</p> <p>「測定指標4」目標については、適時適切な反映等が重要であるため「適時適切な周知と資料への反映等」を目標値とする。今後もウェブサイトのアクセス件数を分析し、ニーズが高いコンテンツを増やし、より多くの方から訪問してもらえるようにウェブサイトの改修及びコンテンツの充実を図っていく。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>令和4年7月29日に開催された「令和4年度個人情報保護委員会政策評価・行政事業レビュー外部有識者会合」における本施策の議論を受け、委員会ウェブサイトに関しては、どのようなページにアクセスが多いのか分析を行うこととなった。また、説明会に関しては、動画配信などの多様な媒体の活用や関係団体との連携強化・ネットワークを構築し、より多くの方々への周知啓発に努めるとともに、オンライン説明会においても、質問を事前も含め受け付けるなど、工夫を行うこととなった。</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度個人情報保護委員会年次報告 ・ウェブサイトのアクセス件数等に係る資料 ・令和3年度個人情報保護法説明会アンケート

<p>担当部局名</p>	<p>総務課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>政策立案参事官 片岡秀実</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和4年8月</p>
--------------	------------	----------------------------	-------------------------	-----------------	---------------

※「達成」の表記については次の通り。

イ: 達成指標の目標を達成した場合

ロ: 目標を達成していないが目標(値)に近い実績を示した場合

ハ: 目標を達成しておらず目標(値)に近い実績も示していない場合

令和3年度実施施策に係る政策評価書

(個人情報保護委員会3-③)

施策名	個人情報に関する国際協力の推進					
施策の概要	個人情報(マイナンバー(個人番号)を含む。以下同じ。)の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するため、また、経済・社会活動のグローバル化に対応するため、海外の個人情報保護当局等との協力関係の構築及び情報共有を行うもの。					
達成すべき目標	個人情報の保護に関する国際会議への出席や各国の個人情報保護当局との意見交換等による、個人データに関する国際的なデータ流通の環境整備等。					
施策の予算額・執行額等	区分	令和元年度	2年度	3年度	4年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	159.4	159.9	166.3	180.8
		補正予算(b)	46.1	-61.3	-5.9	-
		繰越し等(c)	-47	46.1	15	-
		合計(a+b+c)	158.5	144.7	175.4	-
執行額(百万円)	114.9	99.0	71.9	-	-	
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定) ・デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年6月18日閣議決定) ・経済財政運営と改革の基本方針2020(令和3年6月18日閣議決定) 					

	1 国際会議や二国間の枠組みを活用した、国や企業単位での枠組みや国際的な基準に係る議論等の状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成※
		<p>信頼性のある個人データ流通のための国際的な枠組みの構築に向けて、これまで連携を進めてきた米国・EUを中心とした各国・地域の関係機関等と対話を行うとともに、OECDプライバシーガイドラインに関する取組として、個人情報の保護を巡る新たなリスクについての議論を主導した。また、APEC CBPRシステムに参加する国及び地域の政府機関等との間で、同システムの更なる推進に向けた協議を行い、積極的な意見及び提案により協議の進展に寄与した。さらに、G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルにおいて、日本から執行協力の枠組み構築等について発信し、参加各国・機関と議論を行った。</p>	令和3年度	個人データに関する国際的なデータ流通の枠組み構築に向けた取組の推進

	施策の進捗状況(実績)	目標	達成※
		令和3年度	イ
2 既存の国際的な個人データ移転枠組みの運用及び事業者への支援等の状況	<p>日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みは、発効後2年以内にそのレビューを相互に行うこととされており、日EU間の相互の円滑な個人データの移転を引き続き維持するため、レビューに係る作業を進めた。</p> <p>個人データ保護に関する国内外のウェビナーにおいて、APEC CBPRシステムの意義及び重要性について広く情報発信を行うとともに、引き続きEUのGDPR及び米国・カリフォルニア州消費者プライバシー法(CCPA)などの諸外国・地域における個人情報の保護に関する情報(外国機関が作成した資料についての日本語仮訳を含む)を提供することで、国内事業者への支援を行った。</p>	既存の国際的な個人データ移転枠組みの円滑な運用・促進を含む、国内事業者への支援強化	

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	②目標達成
	(判断根拠)	「測定指標」欄のとおり、国際会議の出席や各国関係機関等との積極的な対話を通じて、二国間又は多国間の枠組みや国際的な基準に係る議論等に積極的に参画するとともに、国内事業者による国際的な活動に資する情報の発信をより充実させたことにより、個人データに関する国際的なデータ流通の環境整備等が相当程度進捗したため。

施策の分析

評価結果

【測定指標1関係】

●個人データに関する国際的なデータ流通の枠組み構築に向けて、以下(1)～(4)の取組を推進した:

(1)委員会と欧州関係機関(欧州委員会司法総局等)及び米国関係機関(商務省等)との間で、それぞれ二者間又は多国間による対話を実施し、①個人情報の越境移転に関する既存の二国間枠組みを活用した更なる個人情報の流通の促進、②グローバルに相互運用可能な新たな企業認証制度の模索、③OECDプライバシーガイドラインの見直しプロセスにおける個人情報保護を巡る新たなリスクに係る議論のそれぞれについて、個人情報保護に関する主要な動向を踏まえた個別論点や今後の進め方等について具体的な検討を行った。加えて、日米欧三極間での議論に資するべく、日米欧三極間における個人データの越境流通の実態についての調査結果報告書を公表した。

(2)世界各国の個人情報保護政策の基礎及び原則となっているOECDプライバシーガイドラインの見直しプロセスについては、令和3年4月の第4回OECDデータガバナンス・プライバシー作業部会(WPDGP)において報告書が採択された。同プロセスにおいて議論が行われていた、個人情報保護をめぐる新たなリスクとして当委員会が論点として提案した(※)データローカライゼーションについては、WPDGPにおいて、OECDプライバシーガイドライン補足説明覚書の改訂を見据えた議論を行っている。

また、同様に当委員会が論点として提案した無制限なガバメントアクセスについては、信頼性のあるガバメントアクセスに関する高次の原則の策定に向けた作業を行っていくことを目的として、WPDGPの親委員会であるデジタル経済政策委員会(CDEP)内に設置されたドラフティング・グループ会合及び関連会合に参加し、各国の法執行機関や国家安全保障機関も交えての議論を行った。

こうしたガバメントアクセスに関するOECDの取組を積極的に支援するため、令和2年度に引き続き、委員会から拠出金を支出するとともに、事務局職員の派遣等を行っている。

(※)令和元年11月のWPDGP会合

(3)APEC 越境プライバシールール(CBPR)システムの認証の取得は、国際的な事業展開を図る日本企業にとって有益となることから、同システムに参加する国及び地域のデータ保護機関との間で、同システムの更なる推進に向けた協議を行った。この中で、積極的な意見及び提案を行い、協議の進展に寄与したほか、個人データ保護に関する国内外のウェビナーにおいて、同システムの意義及び重要性についての認知度向上のために広く情報発信を行った。

(4)G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル(令和3年9月)(※)に、委員長及び委員が参加した。本会合では、委員長より個人データの越境移転とG7各国関係機関の協力のための枠組み構築について発表を行い、新技術の発展と個人情報保護の在り方や執行協力について、各国のデータ保護・プライバシー機関等と議論を行った。今後本会合の下で実務者会合を開催することや本会合の定期開催を成果として盛り込んだコミュニケ(成果文書)を公表した。

(※)G7デジタル・技術大臣会合大臣宣言(令和3年4月)において、DFFTの推進に向けた各国の執行機関間の連携を検討するための会合として開催が盛り込まれたもの。

【測定指標2関係】

●既存の国際的な個人データ移転枠組みの円滑な運用・促進を含む、国内事業者への支援強化に向けて、上記(3)及び以下(5)～(7)の取組を推進した:

(5)平成31年1月に発効した日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みについては、発効から2年以内に、互いの移転枠組み(日本においては、個人情報保護法第28条に基づく指定、EUにおいては、一般データ保護規則(GDPR)第45条に基づく十分性認定)についてレビューが行われることとなっている。委員会は当該レビューに関する作業を行っており、令和3年10月に、EUとの間で委員級の相互レビュー会合を開催し、本移転枠組みの維持に向けた取組を進めた。

(6)国内の事業者の国際的な活動に資するため、引き続きEUのGDPR及び関係ガイドラインや、米国・カリフォルニア州消費者プライバシー法(CCPA)に関して、委員会ウェブサイト上で情報提供を行ったほか、新型コロナウイルス感染症対策に関する委員会の対応について国外に発信するとともに、OECDや世界プライバシー会議(GPA)、アジア太平洋プライバシー機関(APPA)といった国際会議の議論に積極的に参加し、各国関係機関との意見交換や各国の対応について情報収集し、その内容を適時適切に委員会のウェブサイト上で公表する等、情報提供を行った。

(7)個人データの越境移転規制に係る令和2年改正法の施行に向けて、事業者に参考となる情報を提供する観点から、一定の国又は地域における個人情報の保護に関する制度等の調査を実施した(計40の国又は地域について調査)。

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 引き続き、積極的な国際会議への参加や各国の関係機関との対話等信頼性のある国際的な個人データの越境移転の枠組み構築に向けた取組や国内事業者による国際的な活動に資する情報の発信を一層深化させることで、①DFFT(信頼性が確保された自由なデータ流通の確保)推進の観点から個人情報が安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築、②国際動向の把握と情報発信、③国境を越えた執行協力体制の強化の3点の実現に向けた取組を進める。</p> <p>【測定指標】 「個人情報保護委員会の国際戦略」の策定を考慮し、「国際会議や二国間の枠組みを活用した、二国間又は多国間の枠組みや国際的な基準に係る議論等の状況」の名称を「関係する外国当局との間の、また国際機関における、個人データの安全かつ円滑な国際流通に資する枠組みについての協議等の進展状況」に変更し、新たに「GPA、APPA等 国際フォーラムでの個人情報取組発信状況及び個人情報HP等における収集した情報の発信状況」及び「G7等の国際的枠組みを通じた外国当局との間の協力関係構築状況」を指標として設定し、施策の進捗状況(実績)を把握・分析する。</p>
----------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>令和4年7月29日に開催された「令和4年度個人情報保護委員会政策評価・行政事業レビュー外部有識者会合」における本施策の議論を受け、目標の達成状況が分かるように評価書を具体的に記載するとともに、事前分析表も「個人情報保護委員会の国際戦略」の各項目の標題を目標として記載し、その目標を達成するための測定指標として、各会議体や枠組み等を具体的に列挙することとした。また、諸外国の個人情報保護制度に関して、事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するために、情報提供をすべく、今後、当該ニーズを把握する場を定期的に設けていくこととなった。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度個人情報保護委員会年次報告(第2章Ⅲ 国際協力、Ⅳ新型コロナウイルス感染症に係る対応及び付表8～11) ・令和4年度 個人情報保護委員会活動方針(別添1)個人情報保護委員会の国際戦略
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>参事官室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>政策立案参事官 片岡秀実</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和4年8月</p>
--------------	-------------	----------------------------	-------------------------	-----------------	---------------

※「達成」の表記については次の通り。

イ: 達成指標の目標を達成した場合

ロ: 目標を達成していないが目標(値)に近い実績を示した場合

ハ: 目標を達成しておらず目標(値)に近い実績も示していない場合

令和3年度実施施策に係る政策評価書

(個人情報保護委員会3-④)

施策名	個人情報の保護及び利活用に関する施策の推進					
施策の概要	個人情報保護法が定める委員会の任務(個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること)を果たすために、個人情報の保護及び利活用に関する取組を推進するもの					
達成すべき目標	認定個人情報保護団体等の民間の自主的取組の活性化に向けた支援を行うことや、個人情報の適正かつ効果的な活用を促進する観点からの情報発信を行うこと等による、個人情報等の適正かつ効果的な活用の促進					
施策の予算額・執行額等	区分	令和元年度	2年度	3年度	4年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	109.2	116.8	137.9	280.6
		補正予算(b)	-	-3.6	-1.8	-
		繰越し等(c)	-3.5	14	-15	-
		合計(a+b+c)	105.7	127.2	121.1	-
執行額(百万円)	95.3	103.2	92	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> 成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定) デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年6月18日閣議決定) 					

1 認定個人情報保護団体対象事業者向け研修会の満足度	基準値	実績値				目標値	達成※
	-	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	-	イ
	-	-	-	-	92%	-	
	年度ごとの目標値	-	-	-	80%	-	-
2 匿名加工情報の作成等の公表数	基準値	実績値				目標値	達成※
	平成30年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	令和2年度	ロ
	379件	379件	509件	632件	664件	600件	
	年度ごとの目標値	-	-	600件	700件	-	-
3 個人情報等の適正かつ効果的な活用の促進	施策の進捗状況(実績)			目標		達成※	
	<p>個人情報等の適正な利活用環境の整備に向けて、PPCビジネスサポートデスクでの相談対応(55件)を行った。また、製薬企業が過去に臨床試験等で取得した個人情報に係る利用目的による制限の例外等について、令和3年6月30日に「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&A(以下「Q&A」という。)への追加を行った。また、本人を判別可能なカメラ画像及びそこから得られた顔認証データを取り扱う場合や、個人データの取扱いの委託等に関して、同年9月30日にQ&Aへの追加を行った。</p> <p>また、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第44号。以下「令和2年改正法」という。)によって創設された匿名加工情報の適切な利活用を促すために、匿名加工情報の作成や利用に当たっての留意点及び利活用事例を新たに加筆した改定版の事務局レポートを令和4年3月30日に公表した。また、犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像利用に関する有識者検討会を同年1月から開催している。</p>			令和3年度		個人情報等の適正かつ効果的な活用の促進	イ

測定指標

	4 認定個人情報保護団体の活動状況の把握、必要な支援の実施	施策の進捗状況(実績)	目標	達成※
		令和3年3月に実施した、認定個人情報保護団体(以下「認定団体」という。)の認定業務に関する活動状況及び法令遵守状況を把握するための年次の報告徴収の結果を受け、記載内容の確認を行った。 また、委員会及び認定団体間の情報共有の場である認定団体連絡会を2回、認定団体対象事業者向け実務研修会を計8回、認定団体制度を通じた民間の自主的取組の推進の重要性について対外発信するセミナーを1回開催した。認定団体連絡会やセミナーでは認定団体担当者に登壇いただき、認定団体としての活動状況について共有の場として活用した。 加えて、認定団体向けに、令和2年改正法に係る講演会を9回実施した。 なお、令和3年度は、1団体から認定業務の廃止の届出があったほか、1団体を新たに認定した。令和4年3月31日時点での認定団体数は41団体と現状維持であることから、今後も認定団体制度の利用推進に取り組んでいく。	令和3年度	認定個人情報保護団体制度の利用の推進
	5 令和2年改正法の円滑な施行に向けた取組	施策の進捗状況(実績)	目標	達成※
		令和2年改正法の全面施行に向け、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編、匿名加工情報編、認定個人情報保護団体編。以下これらを併せて「各種ガイドライン」という。)の改正及び策定を行い、令和3年8月2日に公表した。同様に、Q&Aの更新を行い、同年9月10日に公表した。また、委員会のガイドラインを基礎とし、更に必要となる別途の規律を定めている特定分野ガイドラインについて改正した。 このほか、令和2年改正法の円滑な施行に向けて、事業者等に対して随時説明会等を実施し、周知広報に取り組んだ。	令和3年度	ガイドライン等整備及び周知広報

	施策の進捗状況(実績)	目標	達成※
		令和3年度	
6 令和3年改正法の円滑な施行に向けた取組	<p>令和4年4月1日に施行された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第37号)により改正された個人情報保護法(以下「令和3年改正法」という。)の国の行政機関、独立行政法人等、学術研究機関等に係る規律に関しては、令和3年10月29日に政令及び委員会規則を改正した。</p> <p>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)を令和4年1月7日に公表し、これに加えて同年2月4日に個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)及び個人情報の保護に関する法律についてのQ&A(行政機関等編)を公表した。</p> <p>また、令和3年7月2日を初回として計6日間、同年11月24日を初回として計3日間、それぞれ全ての都道府県及び市区町村を対象とする説明会を実施した。加えて、同年12月に個人情報保護法別表第2に掲げる法人、国立大学法人等、令和4年1月に国の行政機関、独立行政法人等を対象とした説明会を実施した。</p> <p>なお、地方公共団体等からは日常的にメール等を通じて照会が寄せられているところ、遺漏なく回答を行った。</p>	政令・委員会規則・ガイドライン等整備及び周知広報	イ

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	②目標達成
	(判断根拠)	<p>認定団体については、認定団体対象事業者向け研修会の満足度について目標として設定した。令和2年度の取組状況を踏まえ、事前配信コンテンツの拡充や、オンライン講評における受講者からの発表時間を設けるなどの自ら参加型の研修形式としたことで、終了後に実施したアンケートで、全体の92%が「満足」「やや満足」と回答し、令和2年度の84%から大きく目標を達成した。【測定指標1関係】</p> <p>匿名加工情報の作成等の公表数については、664件となったことを確認した。また、個人情報等の取扱いに関する相談対応や運用明確化に加えて、匿名加工情報及び仮名加工情報の適切な利活用を促すために、仮名加工情報の作成や利用に当たっての留意点及び利活用事例を新たに加筆した改定版の事務局レポートを公表して情報発信を行うこと等により、事業者における個人情報等の適正かつ効果的な活用を促進した。【測定指標2及び3関係】</p> <p>令和3年3月に実施した、認定団体の認定業務に関する活動状況及び法令遵守状況を把握するための年次の報告徴収の結果を受け、内容の確認を行った。また、認定団体との情報連携・共有を目的とした連絡会を年2回、認定団体制度を広く知らしめるため、官公庁担当者及び民間団体向けセミナーを1回実施した。認定されている団体数は令和3年度において廃止1件、新規認定1件となり、全体で41団体となっている。【測定指標4関係】</p> <p>令和2年改正法の円滑な施行に向けた取組については、消費者や事業者等の多様な関係者からの意見聴取を行うなどにより、実態を踏まえた各種ガイドライン、Q&Aの改正・策定を行った。また、説明会等を実施し、令和2年改正法の円滑な施行に向けた周知広報が図られた。【測定指標5関係】</p> <p>令和3年改正法の円滑な施行に向けた取組については、政令及び委員会規則を改正し、新たに個人情報保護法の適用対象となる行政機関等向けのガイドライン等の策定を行った。また、新たに個人情報保護法の適用対象となる主体ごとに説明会を実施し、令和3年改正法の周知を行った。以上より、政令・委員会規則・ガイドライン等の整備及び令和3年改正法の周知広報を行うという目標は達成された。【測定指標6関係】</p>

評価結果	<p>施策の分析</p>	<p>認定団体については、令和3年度は、新型コロナウイルスの感染状況が改善しない中、対面での連絡会・研修会・セミナー等の実施が難しい状況が継続したことから、これらをオンラインで開催した。研修会については、令和2年度の取組状況を踏まえ、事前配信コンテンツの拡充や、オンライン講評における受講者からの発表時間を設けるなどの自ら参加型の研修形式としたことで、終了後に実施したアンケートで、全体の92%が「満足」「やや満足」と回答し、令和2年度の84%を上回る結果となった(研修会は8回開催。アンケート回収率は38.8%で、参加者270名のうち105名が回答)。(測定指標1関係)</p> <p>個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発のため、仮名加工情報の作成や利用に当たっての留意点及び利活用事例を新たに加筆した改定版の事務局レポートを令和3年度に公表した。また事業者から寄せられた質問等も踏まえ、個人情報保護法の解釈の明確化を図ることが望ましい箇所について、ガイドライン及びQ&Aの改定を行った。これらの取組を通じ、事業者における個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用を促進した。(測定指標2及び3関係)</p> <p>令和3年3月に実施した、認定団体の認定業務に関する活動状況及び法令遵守状況を把握するための年次の報告徴収の結果を受け、内容の確認を行った。また、認定団体連絡会では合計5団体(8月:3団体、3月:2団体)の活動状況報告を実施したほか、認定団体セミナーについては、今まで業界団体が存在しなかった重要インフラ分野などを中心に、関係省庁経由で参加の呼びかけを行い、多くの団体・事業者の方(110名)にオンライン視聴いただき、認定団体制度についての理解を深めていただくとともに、3団体をパネリストに招き、認定団体として活動することの意義、苦労、今後の取組について語っていただくなど、民間の自主的取組の活性化を促した。(測定指標4関係)</p> <p>第201回通常国会に提出された令和2年改正法案は、令和2年6月12日に令和2年改正法として公布された。令和2年改正法の円滑な施行に向け、各種ガイドラインの改正及び策定を行い、令和3年8月2日に公表した。同様に、Q&Aの更新を行い、同年9月10日に公表した。</p> <p>また、取り扱う個人情報の性質、利用方法等の特定分野における特殊性等を踏まえ、委員会のガイドラインを基礎とし、更に必要となる別途の規律を定めている特定分野ガイドラインについて改正した。</p> <p>そのほか、令和2年改正法の円滑な施行に向けた周知広報活動として、事業者等に対する説明会等を実施した。(測定指標5関係)</p> <p>第204回通常国会に提出されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案は、令和3年5月19日に公布された。令和3年改正法の円滑な施行に向けた周知広報活動として、新たに個人情報保護法の適用対象となる主体ごとに説明会を実施した。こうした機会に得られた知見を基にガイドライン等の策定を行った。(測定指標6関係)</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 令和2年改正法の全面施行及び令和3年改正法の一部施行を踏まえて、個人情報の保護と利活用に対する一層の取組を実施することとする。</p> <p>【測定指標】 認定団体対象事業者向け研修会の満足度、PPCビジネスサポートデスクの相談対応件数、個人情報等の適正かつ効果的な活用の促進、認定個人情報保護団体の活動状況の把握、必要な支援の実施のほか、令和2年改正法の円滑な運用に向けた周知広報に取り組むこと、また、令和5年4月の令和3年改正法の全面施行を見据え、本法律の円滑な施行に向けて周知広報に取り組むことを指標として設定することで、施策の進捗状況(実績)を把握・分析する。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>令和4年7月29日に開催された「令和4年度個人情報保護委員会政策評価・行政事業レビュー外部有識者会合」において本施策の議論がなされた。令和4年度事前分析表において目標として新しく追加した「行政機関等における安全管理措置の底上げ」及び「事業者における安全管理措置の水準の底上げ」について、行政機関等に関しては、実地調査の実施や、その結果及び留意点等を周知することを含めて底上げを図るとともに、令和6年度以降においては、施行状況調査によって把握した各行政機関等の状況を基に、定量的に評価していくことを検討することとなった。事業者に関しては、中小規模事業者を対象とした実態調査を考慮したうえで、評価を行うこととなった。</p> <p>また、認定団体の取組状況の把握について、引き続き、年度ごとの苦情受付数、説明・資料要求数、指導・勧告等の各件数について報告徴収を実施して状況の把握に努めることとされた。</p>	
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報取扱事業者等に係るガイドライン・Q&A等 https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/ ・仮名加工情報・匿名加工情報 信頼ある個人情報の利活用に向けて—制度編— https://www.ppc.go.jp/files/pdf/report_office_seido2205.pdf ・仮名加工情報・匿名加工情報 信頼ある個人情報の利活用に向けて—事例編— https://www.ppc.go.jp/files/pdf/report_office_zirei2205.pdf ・犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像利用に関する有識者検討会 https://www.ppc.go.jp/personalinfo/camera_utilize/ ・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/seibihou.pdf ・個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する等の政令 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/211029_sekourei.pdf ・個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/211116_sekoukisoku.pdf ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編) https://www.ppc.go.jp/files/pdf/koutekibumon_guidelines.pdf ・個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け) https://www.ppc.go.jp/files/pdf/koutekibumon_jimutaiou_guide.pdf ・個人情報の保護に関する法律についてのQ&A(行政機関等編) https://www.ppc.go.jp/files/pdf/koutekibumon_qa.pdf 	

担当部局名	参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	政策立案参事官 片岡秀実	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	------	--------------------	-----------------	----------	--------

※「達成」の表記については次の通り。

イ:達成指標の目標を達成した場合

ロ:目標を達成していないが目標(値)に近い実績を示した場合

ハ:目標を達成しておらず目標(値)に近い実績も示していない場合

令和3年度実施施策に係る政策評価書

(個人情報保護委員会3-⑤)

施策名	個人情報に関する広聴・相談					
施策の概要	<p>個人情報保護法第61条(※)各号の規定に基づき、その任務を達成するため、電話による相談窓口を設置・運営し、個人情報保護法の解釈等に関する一般的な質問への回答を行うとともに、個人情報、匿名加工情報及び特定個人情報(以下「個人情報」という。)の取扱いに関する苦情あつせん相談を行う。</p> <p>(※) デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)第50条の施行により、令和4年4月1日から第129条となった。</p>					
達成すべき目標	「マイナンバー苦情あつせん相談窓口」及び「個人情報保護法相談ダイヤル」として電話相談窓口を設置し、質問や苦情相談事案への対応を通じて、個人情報の適正な取扱いの確保を図るための措置及び周知等を行い、個人の権利利益を保護する。					
施策の予算額・執行額等	区分	令和元年度	2年度	3年度	4年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	53.2	53.4	55.1	5.9
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	1.4	
		合計(a+b+c)	53.2	53.4	56.5	
執行額(百万円)	23.1	51.4	53.2			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	個人情報の保護に関する基本方針					

		基準値	実績値			目標値	達成※	
		令和2年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	3年度	
1 「マイナンバー苦情あつせん相談窓口」の利用満足度		96.7%	-	-	96.7%	97.3%	97%	イ
	年度ごとの目標値		-	-	80%	97%		
2 「マイナンバー苦情あつせん相談窓口」の苦情あつせん解決率		93.7%	-	-	93.7%	92.3%	94%	□
	年度ごとの目標値		-	-	90%	94%		
3 「個人情報保護法相談ダイヤル」の利用満足度		97.7%	-	-	97.7%	97.6%	98%	□
	年度ごとの目標値		-	-	80%	98%		
4 「個人情報保護法相談ダイヤル」の苦情あつせん解決率		89.2%	-	-	89.2%	89.6%	90%	□
	年度ごとの目標値		-	-	90%	90%		

	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>本施策は、相談業務の質の確保・向上を図るとともに、相談者へ必要な助言、あつせんを適切に行うことにより、個人情報保護法や番号制度の理解を促進すること等を目的とした事業であることから、相談者の利用満足度やあつせん解決率を測定指標としている。</p> <p>測定指標1については、実績値が目標値を上回り達成している。</p> <p>測定指標2～4については、目標値には及ばなかったものの、おおむね目標値に近い実績を示している。</p>
<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>	<p>【測定指標1】 本施策は、相談業務の質の確保・向上を図り、制度の理解を促進すること等を目的とした事業であることから、測定指標は、相談における利用満足度を示すものとし、具体的には、相談件数に対し「相談員が、相談者が相談員の説明等に「納得した」ことを確認できた」割合とする。 令和3年度の実績値は、「相談員が、相談者が相談員の説明等に「納得した」ことを確認できた件数」1,047件 / 「相談件数」1,076件 × 100 = 97.3% ※従業員等からの、マイナンバーの提供の必要性や利用目的等を十分に説明しない事業者に対する不満、特定個人情報の管理状況が不十分な事業者とのトラブルに関する相談等が多くなっている。 <目標を達成できた要因> 従来からの相談に係る蓄積データ等から相談者等のニーズを迅速に把握し、早期の解決が得られるよう丁寧かつ正確な対応を実施することができたため、目標を達成した。</p> <p>【測定指標2】 苦情あつせん相談窓口としての役割を踏まえ、当窓口を利用した者の満足度に着目し、測定指標は、あつせん解決率を示すものとし、具体的には、「あつせん申出件数」に対し「あつせん成立」と確認できた割合とする。 相談者からの苦情あつせんの申出に対し、公平・中立な立場で、相手方事業者等との調整を行い、その結果、相談者の申出どおりに解決した場合、調整を図った上で申出内容とは異なる結果となったが相談者の納得を得られた場合、助言に基づき相談者自ら解決に至った場合を「あつせんの成立件数」とする。 令和3年度の実績値は、「あつせんの成立件数」12件 / 「あつせんの申出件数」13件 × 100 = 92.3% <目標を達成できなかった要因> 相談者からのあつせんの申出を受けるも、相手方事業者との主張の隔たりが大きく、その結果あつせん不調となった事案があったため、目標値には及ばなかった。 こうしたあつせん対応の困難性も踏まえつつ、引き続き、細やかな対応に努めていくこととする。</p> <p>【測定指標3】 本施策は、相談業務の質の確保・向上を図り、制度の理解を促進すること等を目的とした事業であることから、測定指標は、相談における利用満足度を示すものとし、具体的には、相談件数に対し「相談員が、相談者が相談員の説明等に「納得した」「概ね納得した」ことを確認できた割合」とする。 令和3年度の実績値は、「相談員が、相談者が相談員の説明等に「納得した」「概ね納得した」ことを確認できた件数」20,734件 / 「相談件数」21,237件 = 97.6% ※個人データを第三者提供する場合の手続に関する事業者からの質問や、事業者自身の個人データを第三者提供されたとする個人からの苦情が多く寄せられた。 <目標を達成できなかった要因> 相談者から、施行前の改正個人情報保護法に関する様々な質問が多く寄せられ、一部それに対する的確な回答ができなかったことが要因と考えられる。このため、相談員用の相談者向けFAQの内容をより充実させることとする。</p> <p>【測定指標4】 苦情あつせん相談窓口としての役割を踏まえ、当窓口を利用した者の満足度に着目し、測定指標は、あつせん解決率を示すものとし、具体的には、「あつせん申出件数」に対し「あつせん成立」と確認できた割合とする。 相談者からの苦情あつせんの申出に対し、公平・中立な立場で、相手方事業者等との調整を行い、その結果、相談者の申出どおりに解決した場合、調整を図った上で申出内容とは異なる結果となったが相談者の納得を得られた場合、助言に基づき相談者自ら解決に至った場合を「あつせんの成立件数」とする。 令和3年度の実績値は、「あつせんの成立件数」26件 / 「あつせんの申出件数」29件 × 100 = 89.6% <目標を達成できなかった要因> 相談者からのあつせんの申出を受けるも、相手方事業者との主張の隔たりが大きく、その結果あつせん不調となった事案等があったため、目標値には及ばなかった。 こうしたあつせん対応の困難性も踏まえ、引き続き、きめ細やかな対応に努めていくこととする。</p>

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【施策】 改正個人情報保護法の施行を踏まえて、個人情報の適正な取扱いの確保を図るための措置及び周知を継続するとともに、相談員の相談者向けFAQの内容をより充実させるなど、相談者の疑問の解消や苦情の解決を図るための丁寧かつ迅速な対応に取り組むことで、継続的な事業運営を進め、法制度の理解をより一層促進し、本測定指標に基づき、効果分析を実施していく。</p> <p>【測定指標】 測定指標1の令和4年度の目標値は、令和3年度に目標を上回ったため、令和3年度の実績値の水準を維持できるよう、98%以上と設定する。 測定指標2～4の令和4年度の目標値は、令和3年度において目標を達成できなかったため、令和3年度の目標値を据え置くものとする。</p>
---------------------------	---

<p>学識経験を有する者の知 見の活用</p>	<p>令和4年7月29日に開催された「令和4年度個人情報保護委員会政策評価・行政事業レビュー外部有識者会合」における本施策の議論を受け、相談ダイヤルにおいて、満足されなかった事例、特に制度の在り方に関して問われた事例・質問等の分析を行い、制度趣旨を含めた充実した説明が行えるよう説明用資料について、より充実させることとされた。また、令和4年度の事前分析表に新たに設けた「個人情報保護法相談ダイヤル(公的部門)」の利用満足度の目標値を95%と設定し、事例分析を行い、相談者に分かりやすく理解していただける制度説明となるよう継続して検討を行い、目標値の達成を図ることとされた。</p>
-----------------------------	--

<p>政策評価を行う過程にお いて使用した資料その他 の情報</p>	<p>マイナンバー苦情あっせん相談窓口及び個人情報保護法相談ダイヤルにおける相談記録</p>
--	--

<p>担当部局名</p>	<p>参事官室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>政策立案参事官 片岡秀実</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和4年8月</p>
--------------	-------------	----------------------------	-------------------------	-----------------	---------------

※「達成」の表記については次の通り。
 イ:達成指標の目標を達成した場合
 ロ:目標を達成していないが目標(値)に近い実績を示した場合
 ハ:目標を達成しておらず目標(値)に近い実績も示していない場合